

各々の駐車場に関する条例の手続きについて

紛争予防条例

(対象地域)
福岡市内全域
(対象物件)
住戸の数が10以上の集合住宅

<問い合わせ先>
住宅都市局 建築指導部
開発・建築調整課
市役所本庁舎4階
TEL：092-711-4111

紛争予防条例と附置義務条例の両方に該当する場合

両方の窓口で協議・届出が必要です。

各条例で必要な台数を確保してください。(兼用不可)

附置義務条例

(対象地域)
商業地域、近隣商業地域及び駐車場整備地区
(対象物件)
上記地域での一定規模以上の建築物
(集合住宅のみの用途の場合、
延べ面積2,000㎡以上が対象)

<問い合わせ先>
道路下水道局 管理部
駐車場施設課
市役所本庁舎6階
TEL：092-711-4443